

平成27年 第2回(8月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

平成27年 第2回(8月)

篠栗町議会臨時会

会期及び議事日程

平成27年第2回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 8月5日(水曜日)

会 期 1日間

閉 会 8月5日(水曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
8	5	火	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程(提案理由説明)及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		<ul style="list-style-type: none"> ・付託案件委員長報告 ・採決 ・報告 閉 会

平成27年第2回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

平成27年8月5日(水) 午前10時開議

第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番

第2, 会期の決定

第3, 議案の上程(提案理由説明)

第4, 議案の委員会付託

第5, 議案第 41 号 土地の取得について

第6, 報告第 2 号 専決処分の報告について(専決第4号)
[損害賠償額の確定について]

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
41	土地の取得について	総務建設 常任委員会

平成27年 第2回 臨時会 会議録

招集日時 平成27年8月5日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	古	屋	宏	治	2番	田	辺	弘	之	3番	栗	須	信	治		
4番	山	田	眞	士	5番	村	瀬	敬	太	郎	6番	今	長	谷	武	和
7番	横	山	久	義	8番	大	楠	英	志	9番	阿	部	寛	治		
10番	松	田	國	守	11番	阿	高	紀	幸	12番	荒	牧	泰	範		

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	三	浦	正	副 町 長	城	戸	清	壽	
教 育 長	西	邦	彰	総 務 課 長	大	塚	哲	雄	
財 政 課 長	立	花	博	友	会 計 課 長	城	戸	安	行
まちづくり課長	松	田	秀	幹	税 務 課 長	山	口	茂	幸
住 民 課 長	村	嶋	茂	則	健 康 課 長	村	瀬	修	
福 祉 課 長	井	上	勝	則	こども育成課長	井	上	伸	一
栗の子保育園 長	阿	部	正	博	産 業 観 光 課 長	黒	瀬	英	三
都市整備課長	三	明	祐	治	上 下 水 道 課 長	八	尋	正	記
学校教育課長	佐	伯	和	久	社 会 教 育 課 長	村	瀬	治	邦

出席した議会事務局職員

局 長 清 原 眞 也 次 長 松 岡 秀 策

開会午前10時00分

○議長(阿部 寛治) 議員の皆様おはようございます。

本日は、山田議員が遅刻しておりますので、後ほど参ると思えます。

しかし、定足数には達していますので、開議は成立いたします。

ただいまから平成27年第2回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、5番 村瀬敬太郎議員、6番 今長谷武和議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日8月5日の1日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

ちょっと中断します。

では、入れてください。

山田議員、本会議は、大変大事なことでございますので、以後日時とかを間違いないようによろしくお願いします。

日程第3、議案の上程をいたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第41号の一議案でございます。

それでは、町長に提案理由の説明を求めます。

三浦町長。

○町長(三浦 正) おはようございます。

まず、本日未明の乙犬区の火災について御報告申し上げますが、本日の火災は、蚊とり線香の火の不始末と聞いております。通報後、家族の消火により直ぐ鎮火いたしまして、大事には至りませんでした。

皆様方には、大変御心配をおかけいたしました。

さて本日、平成27年第2回の臨時会を招集いたしましたところ、公私とも御多忙な中、御出席賜り誠にありがとうございました。

それでは、本臨時会に提案しております、議案第41号について説明をいたします。

議案第41号は、土地の取得についてであります。

本議案は、九州大学が保有する演習林用地を産業地域として、企業誘致するため取得するものであります。

今回の土地取得でございますが、九州大学におきましては、同大学の校舎移転に伴い、大学が保有する津波黒演習林用地の中で、今後使用する見込みがない用地の処分を検討しておりました。

その際、処分については、篠栗町の発展に寄与したいとの考えでございました。

また、本庁におきましても、第5次総合計画に掲げる目標人口達成するための方策として、住環境の充実や優良企業誘致できる土地を購入し、雇用の場の確保を図りたいと考えておりました。

このように大学と町とのお互いの意向が一致し、当該用地の売買について協議を行ってまいりました。

この度、3年に及ぶ協議がまとまり、同大学と土地の取得について仮契約を結ぶこととなりましたので、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の承認を求めるものでございます。

時期を合わせるかのように、平成26年度後半から国は、我が国の生き残りをかけての地方創生の取り組みを開始いたしました。

人口長期ビジョンと、それを後押しする今後5年間の総合戦略の策定、実践であります。

既に、度々お話しいたしておりますように、篠栗町におきまして、「産官学金労言」から集まっていたいただいた皆様による、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」を発足し、2019年、平成31年でございますが、それまでの具体的な取り組みの方針を決定しつつあるところでございます。

これから取り組む、「篠栗町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の重要な具体的事業の一つとして、この5年間のうちに、新産業地域としてスタートさせたいと考えております。

今任期の議員の皆様方と篠栗町執行部が知を結集して、必ずや町民の皆様は、将来よかったとだけ思っただけのような事業にしてまいりたいと考えております。

以上が、本臨時会に提案しておりました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いたします。

○議長(阿部 寛治) ただいまの提案理由の説明に対し、大綱質疑を行います。

質疑はありますか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第4、議案の委員会付託についてを議題といたします。

お諮りします。

本日上程されました議案の委員会付託については、議案付託表のとおり、所管の総務建設常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

最後に報告1件については、本会議の最後に全員で報告を受けたいと思います。

それでは、この後、直ちに委員会審査を行いますので、総務建設委員の方は、委員会室にお集まりください。

また、同時に、文教厚生委員会も開かれますので、文教厚生委員の方は、委員会室へお願いします。

そのほか執行部の方は、しばらく待機をお願いします。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前10時10分

再開 午前 11 時 4 分

○議長(阿部 寛治) お待たせしました。

本会議を再開いたします。

日程に従い採決を行います。

日程第 5、議案第 41 号 土地の取得についてを議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

村瀬委員長。

○総務建設委員長(村瀬 敬太郎) 報告します。

議案第 41 号 土地の取得について。

本議案は、国立大学法人 九州大学が保有する演習林用地の一部を取得するため、篠栗町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により議会の議決を求められたものであります。

取得する土地の所在は、篠栗町大字津波黒字高辻 394 番 69 外 36 筆。

所有者、福岡市東区箱崎 6 丁目 10 番 1 号、国立大学法人 九州大学から取得面積 17 万 80.74 平方メートルを産業業務地として優良企業誘致を図るため、1 億 4,303 万 1,000 円で取得するものです。

委員会での質疑としては、一部でも住宅地にならないのか。

飛び地を購入するが、今回の計画に入らないのか。

産業業務地に限定しないで、用途を考えられないのか。

ボタもある程度あると思うので、地区外に持ち出すことがあれば注意が必要。などがありました。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、賛成多数にて原案のとおり可決いたしております。

以上です。

○議長(阿部 寛治) ただいまの委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認め、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立を願います。

全員賛成と認めます。

よって、議案第41号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、報告第2号 専決処分の報告について(専決第4号)、損害賠償額の確定についての報告を受けたいと思います。

村瀬社会教育課長の報告を求めます。

○社会教育課長(村瀬 治邦) 報告第2号 専決処分の報告について(専決第4号)。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

平成27年8月5日提出。

篠栗町長 三浦正。

専決第4号 専決処分書。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、下記事項を専決処分する。

平成27年6月10日、篠栗町長 三浦正。

記、損害賠償額の確定について。

平成27年5月19日午後10時ごろ、篠栗町立篠栗小学校運動場敷地内に駐車していた芝刈機が出火し、炎上により燃えかすや油などが、相手方の車両3台及び樹木に付着した事故について、町が相手方に対し、損害賠償金38万9200円を支払うものでございます。

以上でございます。

なお、全額保険対応いたしております。付け加えます。

終わります。

○議長(阿部 寛治) 何か質疑等がございますか。

はい、横山議員。

○議員(横山 久義) 芝刈り機からの出火ということですが、その原因というんですか、いわゆる使い方が悪くて出火したら、当然町の責任でしょうけども、芝刈機自体に欠陥があるんだったら、それはメーカーのほうの責任ということ。

その原因を教えていただければと思います。

○議長(阿部 寛治) はい、村瀬社会教育課長。

○社会教育課長(村瀬 治邦) はい、火災の原因でございますが、消防署及び警察による現場検証の結果、「事件事故の両面が考えられますが、特定できない」とい

うことでございます。

以上でございます。

○議長(阿部 寛治) そのほかないですか。

ないようなので、以上をもちまして本臨時会の日程は、全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、平成27年第2回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 午前11時12分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部寛治

篠栗町議会議員

今長谷武和

篠栗町議会議員

村瀬敬太郎